第二十条の三第一項の表法人税法施行令第百十二条第十一項の項中

第七項中	同条

を

第七項中	同条第一項の規
第八項中	同条第一項の規

に改め、第二十条の三第二項の表法人税法施行令第百十二条第十一項の項中

第七項中	同条第二項の規定により読み替えられた第七項中

を

第七項中	同条第二項の規定により読み替えられた第七項中
第八項中	同条第二項の規定により読み替えられた第八項中

に改める。

第二十一条第一項中「によつて」を「により」に改め、「開始した事業年度」の下に「（法人税法第八十条第五項又は第百四十四条の十三第十一項に規定する中間期間を含む。）」を、「同法第五十七条第一項本文」の下に「又は第五十八条第一項本文」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「及び第百十三条第一項第一号中「算入されたもの」を「中「法第八十条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたもの並びに法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」と、同令第百十三条第一項第一号中「」に、「算入されたもの及び」を「及び」と、「法第五十七条第四項」とあるのは「同条第四項」に改める。

第二十四条の三第一項中「又は第七十二条の二十九第二項」を「及び第七十二条の二十九第二項」に、「本条」を「この条」に、「によつて」を「により」に改め、「申請書を」の下に「事務所又は事業所在地の」を加え、「次条まで」を「この条及び次条」に改め、同条第四項中「を法第七十二条の二十五第二項」を「を同条第二項」に、「同項の」を「当該」に改める。

第二十四条の四第一項を次のように改める。

法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用を受けている法人が、法第七十二条の二十五第三項各号に掲げる場合に該当することとなつたと認められる場合、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認められる場合又は同項に規定する定款等（次項から第四項までにおいて「定款等」という。）の定め若しくは同条第三項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情に変更が生じたと認められる場合には、当該法人は、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項の規定による申告書の提出期限について、事務所又は事業所在地の道府県知事による同項各号の指定、これらの指定の取消し又はこれらの指定に係る月数の変更（以下この条及び第二十四条の四の三において「指定等」という。）を受けることができる。

第二十四条の四第五項を削り、同条第六項中「当該申告書の提出期限が」を「同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書の提出期限が」に、「第二項」を「第一項の規定により指定等の処分があつた場合（前項において準用する前条第四項の規定により当該提出期限の延長の処分についての変更の処分がされたものとみなされた場合を含む。）、第四項」に、「申告書の提出期限の」を「提出期限の」に、「又は第四項」を「及び第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に、「によつて」を「により」に改め、「届出書を」の下に「事務所又は事業所所在地の」を加え、「、同項の」を「、当該」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前条第二項から第四項までの規定は、第二項の申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項	第七十二条の二十五第二項	第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）
第四項	二月以内に法第七十二条の二十五第二項	十五日以内に法第七十二条の二十五第三項
	その申請に係る指定を受けようとする日を同条第二項の日として	一月間（同条第三項各号の指定を受けようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る指定を受けようとする月数の期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。）

第二十四条の四第三項を同条第五項とし、同条第二項中「同項に規定する理由若しくは事情」を「定款等の定めに変更が生じ、若しくは同項の特別の事情」に、「又は当該事情」を「、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認める場合又は同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情」に改め、「、同項の」の下に「規定による」を加え、「又は同項の指定」を「同項各号の指定を取り消し、又はこれらの指定」に、「、当該」を「、これらの」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　法第七十二条の二十五第三項の規定による承認又は前項の規定による指定等を受けようとする法人は、同条第一項又は法第七十二条の二十八第一項若しくは第七十二条の二十九第一項の規定による申告書に係る事業年度終了の日までに、総務省令で定めるところにより、定款等の定め又は法第七十二条の二十五第三項の特別の事情の内容、同項各号の指定を受けようとする場合にはその指定を受けようとする月数（同項第二号のやむを得ない事情があることにより同号の指定を受けようとする場合には、当該事情の内容を含む。）、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数その他必要な事項を記載した申請書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、同項の法人が定款等の定めにより各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることをその申請の理由とする場合には、当該定款等の写しを添付しなければならない。

第二十四条の四の二中「又は」を「及び」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二十四条の三第一項中「理由」とあるのは、「理由又は法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得の金額の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

第二十四条の四の三第一項及び第二項を次のように改める。

第二十四条の四第一項及び第四項から第六項までの規定は法第七十二条の二十五第五項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けている法人について、第二十四条の四第二項及び第三項の規定は法第七十二条の二十五第五項の規定による承認又はこの項において準用する第二十四条の四第一項の規定による指定等を受けようとする法人について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。